

令和3年3月

同居家族等がいる場合における
訪問介護サービスの生活援助等
の取扱い

昭島市介護福祉課介護保険係
令和3年3月22日説明会資料

事 務 連 絡
令和3年 3月 22日

居宅介護支援事業所 各位
訪問介護事業所 各位

昭島市保健福祉部
介護福祉課長 小林 大介

「同居家族等がいる場合における訪問介護サービスの生活援助等の取扱い」について

平素より本市の介護福祉行政につきましてご尽力いただき、ありがとうございます。

この度、標題の件につきまして、本市の考え方を整理しましたので、お示しいたします。

なお、平成19年8月にケアマネジャー部会にてお示しをした「生活援助について」は、文書発出から10年以上が経過し、内容を見直したことから、削除させていただきます。

問い合わせ先
昭島市保健福祉部介護福祉課
介護保険係
電話 042-544-5111 内線 2147

目次

1. 介護保険制度におけるサービス提供のあり方について	2
2. 同居家族等がいる場合の生活援助の算定について	2
3. 同居家族等がいる場合の生活援助の位置づけについて	4
(1) 同居家族等の判断について	4
◆「同居」の判断	4
◆「家族等」の範囲	5
◆その他の留意点	5
(2) 「障害、疾病その他やむを得ない理由」の考え方	5
◆障害	5
◆疾病	5
◆その他やむを得ない理由	5
(3) 同居家族等がいる場合の生活援助を位置づける手順	6
(4) 同居家族等がいる場合の生活援助算定の留意事項	7
◆利用者に提供されるサービスについて	7
◆同居家族等に関わるサービスの提供について	7
◆食の確保について	7
◆同居家族等の生活実態の把握について	7
◆同居家族等がいる場合で、利用者と共有するサービスの必要性が認められる場合につ いて	7
◆ケアプランの見直しについて	8
4. 同居家族等がいる場合の身体介護の位置づけについて	8
(1) 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助	8
(2) ヘルパー同行の外出介助（買い物介助等）	9
5. 同居家族等がいる場合の要支援者に対する訪問型サービスの考え方	9
6. 複数の要介護者（要支援者）がいる場合の算定の振り分けについて	10
◆振り分けた算定とサービス内容について	10
◆利用する訪問介護事業所について	10
◆（介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス事業所を利用する場合について	10
7. ケアプランへの記載（記録）について	11
★参考資料「同居家族等がいる場合の生活援助を位置づける手順フローチャート」 ..	12

1. 介護保険制度におけるサービス提供のあり方について

介護保険は、医療・年金等とならぶ社会保険制度のひとつであり、市民が納める保険料と公費（税金）を財源とし、要介護状態・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するように、利用者の自立を社会全体で支えるための制度です。

介護保険のサービスは、自助「自分で出来ることを自ら行うこと」、互助「家族・隣人・地域等の助け合い（地域住民の活動・配食サービス・社会福祉協議会の活動等）で行うこと」の検討を行い、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにサービスを提供するものであり、第三者にも明確に説明できるものでなければなりません。

したがって、利用者のニーズを解決する手段として共助「介護保険制度のサービス」のみに限定するのではなく、自助・互助・共助・公助を適切に組み合わせることが大切となります。また、利用者に必要なサービスを的確に組み合わせるには、利用者本人の心身の状態・同居家族等の状況・環境等、利用者が置かれている状況等を個別に評価（アセスメント）する必要があります。

こうした観点から、居宅介護支援事業所については介護保険サービスのみならず、あらゆる（介護保険外のサービスやインフォーマルサポートも含めた）サービス提供を検討した中で、適切な各種のサービスを利用できるように援助しなければならず、サービス提供事業所については当該利用者に対して最も適切なサービスを提供する必要があります。

2. 同居家族等がいる場合の生活援助の算定について

訪問介護において算定できるサービスは、「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について（平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号）」に例示されておりますが、同居家族等がいる場合の生活援助についての取扱については、保険者により対応が異なります。

昭島市では以下の基準等に基づき、考えを示しております。

訪問介護費において「生活援助が中心である場合」についての単位を算定する場合については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生労働省告示第 19 号）」において次のように規定されています。

注 3（ロ「生活援助が中心である場合」）

ロについては、「単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害・疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるもの」に対して生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事援助であって、これを受けなければ日常生活

を営むのに支障が生ずる要介護者に対して行われるもの) が中心である指定訪問介護を行った場合に算定する。

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の判定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日老企36)」において上記注3について次のように規定されています。

注3において、「生活援助中心型」の単位を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障害、疾病等のため、利用者や家族等が家事を行うことが困難な場合」とされたが、これは障害・疾病のほか、障害・疾病がない場合であっても、同様のやむをえない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、居宅サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

国の考え方として、「同様のやむを得ない事情」については、「同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いについて(平成19年12月20日付事務連絡)」において次のように示されております。

「同居家族等の障害、疾病がない場合であっても同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合に対して行われること」と示されており、「この趣旨は、同様のやむを得ない事情とは、障害・疾病の有無に限定されるものではなく、個々の利用者の状況に応じて具体的に判断されるというものです。したがって、保険者においては、同居家族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付の支給の可否を機械的に判断しないようにされたい。」

また、解釈通知「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」の中で、介護支援専門員の業務のあり方及び責務について次のように規定されています。(基準第13条第4号)

総合的な居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者の希望や課題分析の結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、例えば、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等（略）なども含めて居宅サービス計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない。（略）

昭島市では当該通知を受け、同居家族等がいる場合は原則生活援助を行うことはできないが、同居家族等がいることのみを理由とし、一律に「生活援助」を算定できないと決め付けるものではなく、介護支援専門員が利用者や家族の生活実態等を勘案し、適切なアセスメントを行い、居宅サービス計画（以下、ケアプランという。）に位置づけたものに関しては、算定することができると思います。

（要支援者、要介護者ともに考え方は同じ。利用者本人の分に限って算定することができる。）

3. 同居家族等がいる場合の生活援助の位置づけについて

(1) 同居家族等の判断について

訪問介護のサービスを提供するにあたっての「同居」「家族等」の判断については、次のとおりです。

◆ 「同居」の判断

- 同一住宅……住民票に関わらず同じ家屋に家族等が住んでいる
- 二世帯住宅……家屋構造に関係なく同居と考える
- 同一敷地内に居住……家屋構造に関係なく別棟であっても同居と考える

二世帯住宅や同一敷地内に家族が居住している場合について、家屋の構造だけを見て機械的に、同居・別居の判断をすることは適切ではありません。二世帯住宅や同一敷地内に家族が居住している場合については、一般的に「一緒に暮らしている」と言えることから、基本的には「同居」と判断します。

生活援助の可否については、家族の生活実態等を考慮する必要があり、「同居」と考える上記の場合についても、生活援助の算定対象となる場合があるので、後述の(2)「障害、疾病その他やむを得ない理由」の考え方、(3)同居家族等がいる場合の生活援助を位置づける手順、(4)同居家族等がいる場合の生活援助

算定の留意事項を良く確認した上で生活援助算定の判断をお願いいたします。

◆ 「家族等」の範囲

- 前述の同居の状況にある親族・同居人等。
- 義務教育を修了する（中学校を卒業する）までは同居家族等の該当者から除外。

◆ その他の留意点

- 別居と判断される場合においても社会通念上、援助を行うことができるかと期待される程度の近い距離に家族等が住んでいる場合には、家族介護を行うことができるかどうか検討が必要です。

(2) 「障害、疾病その他やむを得ない理由」の考え方

同居家族等が以下の例示の状況にある場合などについては、サービス担当者会議で最終的な判断をして、ケアプラン・訪問介護計画に位置づけた上で、利用者本人の分に限ってサービス提供を行うことができます。

◆ 障害

- 同居家族等が障害を有し、家事をすることが困難な場合。
(障害者手帳等の有無だけで判断するのではなく、障害のため家事ができないかどうかを判断することが必要です。)

◆ 疾病

- 同居家族等が病気やけがのために家事をすることが困難な場合。

◆ その他やむを得ない理由

- 家族等が就労等のため日中不在であり、そのため同居家族等が利用者に対して、日中に行う必要な家事ができない場合。ただし、同居家族等が「仕事が休みの日」や、「朝・夜の時間帯」に実施できる家事（掃除・食事の用意等）については、給付の対象とはなりません。
- 同居家族等が、要介護認定又は要支援認定を受けていて家事が困難な状況にある場合。(共有部分の掃除等をケアプランに位置づける場合には算定の振り分けが必要です。)
- 同居家族等と家族関係に極めて深刻な問題があり、援助が期待できない場合。(介護放棄や虐待の恐れがある場合を指します。単に遠慮があつて頼みにくい、関係があまり良くない、同居家族等が家事に慣れていない、今までしたことがないという理由では、この条件に

該当しません。)

- 日中独居の利用者が、失禁等により居室・トイレを汚損する等の衛生管理上望ましくない状況が生じる恐れがある場合。

(3) 同居家族等がいる場合の生活援助を位置づける手順

※「同居家族等がいる場合の生活援助を位置づける手順フローチャート」(P12) 参照

① 本人ができるかできないか

- 本人ができることは訪問介護における生活援助の提供はできません。

② 日常生活における必要最低限なサービスか

- 生活援助を利用しなければ利用者の生活が維持できないか、生活援助を利用することが最適かどうか。保険外のサービスも含めて、本人が日常生活を営む上で必要な支援の内容・回数・時間を検討します。

③ 同居家族等ができるかできないか

- 本人ができない場合、同居家族等の状況を判断します。前述の3.(2)「障害、疾病その他やむを得ない理由」の考え方に該当するかどうかを判断します。(同居家族等が休日等に家事をできる場合は、生活援助を提供することができません。)

④ 別居家族等からの支援の検討

- 別居家族等からの支援が得られないか検討します。支援が得られる場合には、その範囲を位置づけます。

⑤ サービス担当者会議等による専門的意見の聴取等

- サービス担当者会議等で主治医・訪問介護事業所等からの専門的意見を聴取します。

⑥ サービス内容の決定

- ①～⑤の手順を踏んでサービス内容を決定します。

(4) 同居家族等がいる場合の生活援助算定の留意事項

- ◆ 利用者に提供されるサービスについて
 - 日常生活における必要最低限なサービスであること。
 - 利用者が一人になる時間帯に提供する必要があるサービスであること。

- ◆ 同居家族等に関わるサービスの提供について
 - 利用者以外の同居家族等に対するサービスはできません。同居家族等の居室や利用者と共有するサービス（居間・台所・浴室・トイレ等の共有スペースの掃除、買い物、調理等）はできません。（例えば、同居家族等も使用する食材や調味料、トイレットペーパー等の消耗品を買うことはできません。）

- ◆ 食の確保について
 - 日中独居の利用者に生活援助で調理を位置づける場合（いわゆる「食の確保」）には、同居家族等による作り置き・買い置きや配食サービス等、生活援助以外の方法も十分に検討してください。

- ◆ 同居家族等の生活実態の把握について
 - 同居家族等の勤務時間や生活実態について具体的に把握し、合理的に説明できないといけません。同居家族等の勤務時間や生活実態が曖昧なまま判断せず、同居家族等の勤務時間や休日の有無、家事ができる時間（時間的な余裕）、家事を行う能力等（「したことがない」のではなく、「できない」か）を検討することが必要です。

 - また、「同居家族等がなぜできないのか」、「なぜその内容・時間・回数のサービス提供が必要なのか」をサービス担当者会議で最終的な判断を行い、ケアプラン及び訪問介護計画にサービス内容を明確に位置づけてください。

- ◆ 同居家族等がいる場合で、利用者と共有するサービスの必要性が認められる場合について
 - 介護保険サービスはケアプランに位置づけられた利用者本人にしか提供できません。利用者と共有するサービスの必要性が認められる場合は、同居家族等も何らかの介護保険サービスが必要な可能性があることから、同居家族等の認定申請を検討してください。同居家族等も要介護・要支援認定者となった場合には、利用者・同居家族等のそれぞれのケアプランに位置づけることで共有するサービス

に対しても生活援助を実施できます。

- 同居家族等が要介護・要支援認定者となった場合でも、介護保険制度を利用しての介護サービスの利用を拒否している場合は、利用者
と共有するサービスを行うことはできません。利用者・同居家族等
のそれぞれのケアプランに生活援助が位置づけられなければ、サー
ビスの算定はできません。

◆ ケアプランの見直しについて

- 一定期間後のケアプランの見直しの際には、家族等の援助を含めた
代替案についての再検討を行ってください。

4. 同居家族等がいる場合の身体介護の位置づけについて

(1) 自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助

「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」（自立支援・ADL・IADL・QOL 向上の観点から安全を確保しつつ常時介護できる状態で行う見守り等）を算定する場合は、ヘルパーが代行で行う生活援助とは明確な違いがあり、どのような目標をもって行うのかや、ヘルパー・本人の役割等を丁寧に検討することが必要です。また、ケアプラン・訪問介護計画に身体介護で共に行うことが本人の生活の向上に資する等の事由を明確に位置づけた上でサービス提供を行い、一定期間ごとに検証するように努めてください。

同居家族等がいる場合の「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」は、生活援助と同様に利用者本人に関わるサービス以外の内容については、算定できません。（同居家族等の居室や利用者と共有するサービスはできません。）

(例) 本人の希望により「主婦としての役割を取り戻したい」といったニーズに対し、「家族の分の調理も作れるようになる」といった目標設定がされた場合についても、「自立生活支援・重度化防止のための見守りの援助」で身体介護を算定するのであれば、利用者本人が食べる分しか調理をすることができません。

その目的が、自分が食べる食事のみならず、主婦としての役割を取り戻すためのトレーニングと位置付けるならば、まずは「自分のための調理ができる」ように目標を定め取り組んでいくようにして下さい。

主婦として、家族の分まで作りたい、そのために支援をしてほしいということであれば、介護保険外の自費のサービスなどで対応していただく必要があります。

(2) ヘルパー同行の外出介助（買い物介助等）

同居家族等がいる場合にヘルパーが同行する買い物介助については、生活援助ではなく身体介護なので、同居家族の有無については、基準上は明記されておられません。

しかしながら、外出介助（身体介護）でも、利用者本人のための日常生活上最低限必要な行為を支援するという位置づけで行われることが必要です。同居家族等がいる場合で、買い物介助等を位置づける場合には、利用者本人の生活に必要な物の購入のみが対象となります。生活援助の算定と同様に、同居家族等も使用する食材や調味料、トイレットペーパー等の消耗品を買うことはできません。

5. 同居家族等がいる場合の要支援者に対する訪問型サービスの考え方

解釈通知「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」の中で、次のように規定されています。（第30条第4項）

介護予防サービス計画は、利用者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要である。このため、介護予防サービス計画の作成又は変更にあたっては、利用者やその家族の意向を踏まえた課題分析の結果に基づき、予防給付等対象サービス以外の、例えば、利用者本人の取組、家族が行う支援、市町村保健師等が居宅を訪問して行う指導等の保健サービス、老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス、寝具乾燥サービスや当該地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス等（略）なども含めて介護予防サービス計画に位置づけることにより総合的な計画となるよう努めなければならない（略）

要支援者に対する訪問型サービスについては、更に自立支援の観点から、本人ができる行為は本人が行い、利用者の家族・地域住民による支え合いや他の福祉サービスの活用などを重視しているところです。したがって、家族がいる場合や地域の支え合いサービスがあるからといって、一律に支給できないわけではありませんが、こうした観点を踏まえ、個別具体的な状況をみながら、適切なケアマネジメントを経て、慎重に判断しサービス提供を行うかどうかを検討する必要があります。

同居家族等がいる場合の訪問型サービスの位置づけについては、同居家族等

のいる場合の生活援助・身体介護の位置づけ、考え方と同様の取り扱いとなります。

6. 複数の要介護者（要支援者）がいる場合の算定の振り分けについて

複数の利用者がいる世帯において、同一時間帯に訪問介護を利用した場合の取扱いについては、両者それぞれに標準的な所要時間を見込んでケアプランに位置づけ、生活援助については、要介護者（要支援者）間で適宜、所要時間を振り分けてください。

例えば、要介護者と要支援者の世帯において、生活援助を位置づける場合は、要介護者の居宅サービス計画にのみ位置づけて、要支援者の介護予防サービス計画には位置づけないで算定することはできません。

要介護者と要支援者の世帯で生活援助を位置づける場合については、居宅介護支援事業所と地域包括支援センターが連携をとって、適切に振り分けるように努めてください。

◆ 振り分けた算定とサービス内容について

利用者間の振り分けについては、算定上行うものであって、実際のサービス上の振り分けとは必ずしも一致しない場合もあります。

(例) 要介護者の夫婦世帯に対して、調理を振り分けた場合に、算定上、夫に振り分けた日だとしても、夫の分しか調理しないということにはなりません。現実には妻の分の調理も行うはずです。

◆ 利用する訪問介護事業所について

要介護者と要支援者の世帯で生活援助を位置づける場合については、訪問介護事業所が要支援者、要介護者の両方と契約できる（介護保険と介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている）事業者でなければ、共有するサービスを行うことができません。

◆ （介護予防）小規模多機能型居宅介護サービス事業所を利用する場合について

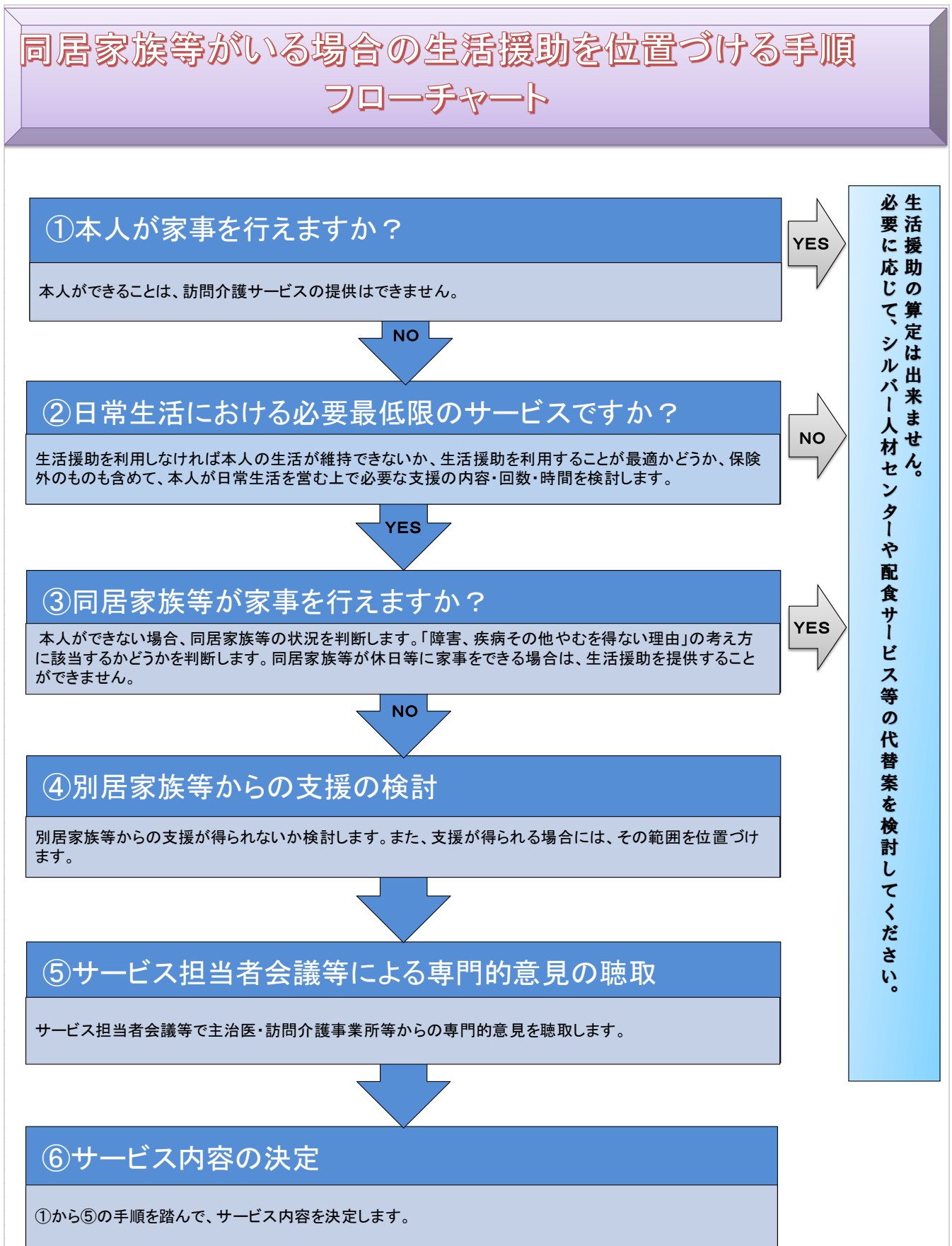
小規模多機能型居宅介護サービスを利用して「訪問サービス」を受けられる場合でも、同居親族等がいる場合の生活援助の考え方は同じです。

しかしながら、小規模多機能型居宅介護サービスを利用している場合は、訪問介護費の算定ができません。他の訪問介護事業所と契約を結びサービスを受ける事ができないので、要支援・要介護認定を受けている同居家族等がいる場合でも、生活援助で共有部分のサービスを行う事はできません。配偶者も小規模多機能型居宅介護サービスを利用する場合は共有部分のサービスの援助が可能です。

7. ケアプランへの記載（記録）について

介護支援専門員は、適切なアセスメントによって、利用者の生活全般の解決すべき課題（ニーズ）を明らかにして、そのニーズに対応するための適切なサービスの組合せを検討し、ケアプランに位置づける必要があります。

同居家族等がいる場合における訪問介護サービスの生活援助を位置づける場合は、適切に記録をし、求められたときに十分な説明ができるようにしてください。



<編集・発行元>

昭島市

介護福祉課介護保険係（給付担当）